

愛知県下法人会

平成30年度

税制改正提言事項



一般社団法人 愛知県法人会連合会

一般社団法人	愛知県法人会連合会	会長	山本亜土
公益社団法人	名古屋中法人会	会長	岡谷篤一
一般社団法人	名古屋東法人会	会長	後藤正憲
公益社団法人	千種法人会	会長	水野茂生
公益社団法人	名古屋北法人会	会長	徳永和人
公益社団法人	名古屋西法人会	会長	種村均
公益社団法人	名古屋中村法人会	会長	山本亜土
一般社団法人	昭和法人会	会長	柴垣信二
公益社団法人	熱田法人会	会長	安井香一
一般社団法人	中川法人会	会長	林謙治
公益社団法人	小牧法人会	会長	松尾隆徳
公益社団法人	瀬戸旭法人会	会長	伊藤健一
公益社団法人	一宮法人会	会長	森克彦
一般社団法人	津島法人会	会長	鈴木吉男
一般社団法人	半田法人会	会長	安川彰吉
公益社団法人	刈谷法人会	会長	福田雅美
公益社団法人	西尾法人会	会長	山崎秀夫
公益社団法人	岡崎法人会	会長	大林市郎
公益社団法人	豊田法人会	会長	永田理
一般社団法人	東三河法人会	会長	吉川一弘
一般社団法人	新城法人会	会長	小笠原喜好

## 平成30年度税制改正提言事項

### 基本事項

#### 総論

平成28年度の日本経済は、年度前半には海外経済で弱さが見られたほか、国内経済についても個人消費及び民間設備投資は所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況だった。後半には、資源価格が安定し、為替レートの円高方向の動きが一服する中で、海外経済の回復を背景に、日本の輸出や生産が持ち直し、企業の業況判断も改善していった。

しかし、人手不足感は極めて強く、雇用所得環境の改善と合理化・省力化投資が見込まれるものの、製造業の稼働率が高まらない懸念もあることと、海外輸出に依存する日本にとって、最近の海外情勢は混とんとし、これまでの世界秩序に変化が生じていると言っても過言ではない。中国の海外進出、米国の自国主義・移民排除、英国のEU離脱、不安定なウクライナ・シリア・北朝鮮情勢等、「自国ファースト」の風潮が加速する中で、日本経済に与える影響も少なくない。

今後、景気回復がどの程度の強さを増すのかは、個人消費の持ち直しの持続性や民間設備投資の回復による。

こうした環境の中、「ジャパンプランド」の商品・サービスが世界で競争力を持ち続けるため、日本経済を支える企業の活力を高めるべく、さらなる政策・税制での後押しが望まれる。

平成29年度税制改正は、配偶者控除の見直し以外には目立った改正はなく不満の残る結果となった。今後は、法人税率の更なる引下げをいかに早期に実現するか、また、中小法人に対する軽減税率の恒久化を図るなど、法人税を中心とした税制面での支援措置を講じ、経済再生と財政健全化の両立を実現する税制の確立を強く求めるとともに、子供の6人に一人が貧困の元で暮らす現状において、将来を担う子供たち、若い世代や女性が安心して生活できる環境を整備していくことに期待したい。

消費税の増税が、平成31年10月に延期されたことは、厳しい財政状況の中において大変残念なことであり、次の引上げは必ず予定通り実施さ

れなければならない。なお、消費税引き上げと同時に導入が予定されている軽減税率については、複雑なうえに効果は低いことから単一税率に見直すべきである。また、インボイス制度は事務負担が極めて大きいことから廃止すべきである。

そしていま、社会保障と税一体改革が進められているが、核家族や少子高齢化が進み雇用や医療・年金・介護などの社会保障費が急激に増加し、財政不足は深刻な状況にあることから、若い世代が夢を持てる、給付・負担両面で、家族構成・人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平が確保された社会保障制度・税制度とすべきである。

地方においては東京圏への人口流出と地域経済の縮小が進んでいる。こうした構造的な課題を克服するために、東京一極集中の是正や若い世代の結婚・子育ての希望の実現を通じた地方創生に向けて税制面での所要の措置を講ずる必要がある。

また、地方への権限委譲と課税の自主権を移転することも必要であるが、その前に地方自治体は歳出構造の徹底した見直しを行い、議員定数の削減等財政の効率化と使途の明確化・透明化に努めるべきであり、安易な法定外目的税等の創設は厳に慎むべきである。

税のオピニオンリーダーとしての法人会は、公平でかつ透明で解りやすく、長期的展望に立った税制度を確立し、納税意識の向上と税知識の普及拡大、租税教育の推進を目的として活動してきた。

そこで、地域経済を支える中小企業の多くが加入する法人会として、軽減税率、事業承継税制など、平成30年度の税制改正に向け、法人税・所得税・資産税・消費税はじめ国税・地方税について「各論」「個別事項」を以下の通り提言する。

## 各 論（当面の改正提言）

### 第一 法人の税負担のあり方

企業活動がグローバル化し、企業が国を選ぶ時代となっている現状を踏まえ、国際競争力の強化、地域産業の空洞化対策の観点からも、中小企業支援税制の拡充が急務である。

#### 1 中小企業活性化のための税制のあり方

##### 同族会社の留保金課税の全面的廃止

資本金または出資の額が1億円以下の特定同族会社は留保金課税の適用除外とされているが、資本金等にかかわらず、全ての同族会社にとって内部留保に対する課税は、経営基盤の強化と新規事業の展開、企業の活力再生を図ることを阻害するものであり、全面廃止すべきである。

#### 2 法人税の税率および課税ベースの問題等

##### ① 法人税率の引き下げ

法人税率は、平成30年度には29.74%に引き下げることとなっているが、国際競争力を強化する観点から、経済状況、税負担水準や税体系全体のあり方、諸外国との税率のバランス等を踏まえ、更なる引き下げを行うべきである。

なお、引き下げに伴う減収分は、法人への課税ベースの拡大ではなく税制全体で考えるべきである。

##### ② 受取配当等の益金不算入制度の拡大

所得税法は、個人の受取配当にはすでに法人税が課されているとして配当控除を認めているが、法人株主に分配され再び法人税を課した後に個人に配当として分配されると、他の法人を経由しない場合より重い税負担になることから、受取配当等益金不算入制度を設けているが、持ち株比率が1/3超以外の法人は、益金不算入割合が100%ではなく、まだまだ二重課税の排除が不完全である。制度の

趣旨に則り内国法人からの株式配当等については、直ちに100%の益金不算入に拡大すること。

##### ③ 交際費等の損金不算入制度の廃止

①交際費等の額のうち、接待飲食費の50%の損金算入と、②中小法人に係る損金算入の特例(定額控除限度額800万円)は、適用期限が平成30年3月31日まで延長され、④との選択適用となっているが、企業自体が不必要な支出を抑制している現状においては課税される合理性はなく、また、事業活動に必要なものは金額の多寡や、企業規模といった基準などにより形式的に判断すべきものではない。よって交際費等の損金不算入制度は廃止すべきである。

##### ④ 寄附金の損金算入制度の見直し

現在の指定寄附金は、財務大臣の指定となっているが、社会環境も変化しており、地域に密着し真に必要とするものは地方自治体の長も指定できることとし、容易に寄附行為が可能となるようにすること。

また、地域社会における貢献活動が重要視されている点から、寄附行為を高めるため、損金算入限度額を引き上げること。

##### ⑤ 減価償却制度の改善

以下の点についての措置を求める。

イ 設備投資を促進し生産コストを削減させることにより競争力を向上させる観点からも、定率法の償却率を改正前に戻すこと。

ロ 税制の簡素化及び特に課税上弊害を及ぼさないという範囲を考慮したら、3年一括償却資産制度を廃止するとともに、取得価額30万円未満の少額な減価償却資産は、全ての企業が取得時に全額損金算入とすべきである。

ハ 定期借地権を設定した借用地にかかる建物の耐用年数は、定期借地権契約期間の年数に合わせるよう改正すべきである。

ニ 電話加入権については、財産価値が著しく低下している点から、備忘価額1円を残し損金算入することができるものとし、また、数年間の均等償却も認めるべきである。

## ⑥租税特別措置法の見直し

特定の政策目的で定められるのが租税特別措置法であるが、政策目的を達したと思われる制度は速やかに廃止するとともに、廃止できないものは本法の中で整理し、措置法は真にやむを得ない事項に限定すべきである。

## ⑦防災・減災対策に対する特例措置の制定

企業の防災・減災意識が高まっている一方、その対策を後押しする税制の整備がされていない。災害に強い経済社会を構築するため以下の特例措置の制定を求める。

イ 事務所等の耐震工事や建て替えなど、防災・減災のための資産取得に対する特別償却や登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税等の減免制度の制定。

ロ 防災・減災を目的とした事務所の移転や、防災対策資産取得については買換え特例(圧縮記帳)を認める。

ハ 建物等の構造物に対する耐震補強工事は、生産性を向上させるものではないことから、その工事費用は即時償却とする。

## ⑧中小法人課税

中小法人については、①資本金1億円以下の法人全てに一律に同一の制度を適用しており、必ずしも担税力が弱くない中小法人にも特例的な税制が適用される。②資本金の額が企業の規模や活動実態等を的確に反映しているとはいえず、中小法人の範囲を定めるには適切ではない。③大法人が減資を行い恣意的な税負担の軽減が可能。等の指摘があるが、資本金基準は長く定着していることと、企業の予見可能性を担保し、法的安定性の観点からも優れた基準と言える。

一方で、従業員基準も議論としてはあり、企業の規模や経営実態を反映する指標としては有効である。しかし、従業員の範囲をどうするか、業種ごとの差異をどうするか等の課題も多い。

中小法人は、我が国の雇用のおよそ7割を担っており、我が国経済の基盤をなすものであるが、その多くは財政基盤が脆弱で、大企業との競争力には相当の格差がある。

上記を踏まえ適正で公平な、また、地域経済の支えとなる中小法

人の発展に寄与する税制とすること。

## 第二 個人の所得課税のあり方

所得税は、基幹税として「広く公平に負担を分かち合う」ものであるが、負担の「空洞化」現象が発生しており、課税最低限を構成する諸控除のあり方等を検討する必要がある。

### 1 諸控除等の課税ベース等

我が国の所得税制には、人的控除や様々な政策的控除が設けられているが、働き方や家族構成の変化に伴い、税負担のあり方について検討していく必要がある。

このため、所得控除方式やゼロ税率・税額控除・消失控除制度等を導入するなど課税の公平を図っていくべきである。

なお、当然のことであるが税制は簡素な税体系が求められており複雑にならないよう配慮すること。

### 2 少子化対策推進のための施策

少子化対策が進まない理由の一つに教育費負担の大きさが考えられ、奨学金の返済ができない者の増加や、連帯保証による弁済請求などの問題点がある。さらには、日本の子供の6人に1人が貧困の下で暮らす現状にある。

この点から、実情に即した扶養控除に拡大すること。また、出産・育児に係る税制の整備を図ること。

また、企業の努力による少子化対策等に係る、従業員個人が受ける金銭や経済的利益には課税すべきではない。

そしてフランスの家族政策の大きな特徴の一つである、所得税におけるN分N乗方式も少子化対策の一つと考える。

## 第三 資産課税及び資産性所得課税のあり方

資産課税は、資産の所得や保有に対して課税し、所得課税を補完するものとして富の再配分機能を有しているが経済環境の変化や核家族

化、高齢化の進展に伴い労働対価を得ることが困難になり、保有資産を取り崩して生活を支えなければならない個人が増加することが予測されることから、資産運用課税や資産保有課税については課税上の配慮が必要となってきた。

また、特に企業経営者にとって最大の関心事は事業承継であり、事業承継に係る非上場株式の評価額や保有資産の評価額を大幅に引き下げるなど、事業の継続・発展を円滑に実現できる制度の確立が必要である。

#### 1 相続税制

##### 相続税の見直し

相続税の課税の根拠は、富の再配分や階層の固定を避けることを目的とされているが、基礎控除額等の改正により課税最低限の水準が大幅に下がり申告者が増加し、滞納や結果として富裕層に財産が流れる事実もあり、課税強化は決して効果的とは言えず、基礎控除額を改正前の水準まで戻すこと。

また、事業用資産の課税評価を英国並みに軽減すべきである。

#### 2 事業承継税制

地域経済の活性化や雇用は、我が国の企業の90%を超える中小企業の存在にある。よって、日本の経済の発展にはそれらの企業の円滑な事業承継が最も重要な要素である。その事業承継に関して、適用条件の緩和が行われたがまだ厳しすぎて、制度の利用者は一部に限られ法律が存在するだけのものとなっている。したがって、手続きの簡素化及び要件の更なる緩和を要望する。

また、相続税及び贈与税の納税猶予制度があるが、円滑な事業承継に必要なのは納税猶予制度ではなく、事業承継時の取引相場のない株式価額の評価減による免税制度であり、事業承継者が株式を譲り受ける場合の株価は、発行額面額と評価額のいずれか低い価額とすべきである。

#### 3 金融所得課税のあり方等

現在、金融所得への税率は本則の20%になっているが、それが国

内の投資活動の妨げとなり、景気回復の遅れにも大きく影響している。したがって、株式譲渡益や配当に対する課税は、恒久的に従前の優遇措置の10%とすべきである。

また、投資の促進を図るためには、対象商品は、株式、投資信託、貯蓄性のある保険など広範囲とするとともに、他の所得との損益通算を可能にすべきである。

### 第四 消費税のあり方

税は、所得、資産、消費にバランスよく課税することが必要とされているが、いまだ消費課税の比率が低いのが現状である。

消費税は我が国の給付と負担を考えると不可欠な財源であり、将来に向けての増税は避けることのできないものである。したがって、今後の少子・高齢化に向け、社会保障の安定化と充実のうえから、消費税率を引き上げ、将来子供たちに禍根を残さない財政基盤を確立すべきである。その場合でも低所得者に対する配慮は必要である。

#### 1 消費税の課税方式

中小企業にとっては、産業構造及び流通構造からして消費税額の転嫁が極めて困難であるが、高額化する消費税を転嫁できない状態は更なるデフレを増長させ、中小企業の経営を圧迫し景気と雇用に悪影響を及ぼしており早急に対策を立てるべきである。

そのことから

- 1 消費税の複数税率は、①外食と食料品の差別的な取り扱いなど、政治的な不平等が生じやすいこと、②軽減税率は、高所得者に対してまでもその効果が及ぶこと、③インボイス方式での事業者の事務量負担や免税事業者の取引排除、軽減税率適用の判断の複雑さの問題がある。これらのことから、軽減税率の適用を廃止し単一税率とすること。
- 2 仕入れ税額控除方式は、請求書・領収書に法人番号等の記載を仕入れ税額控除の要件とすること。
- 3 非課税取引は、課税ベースを狭めることから、対象となる取引を極力縮小すること。

4 低所得者に対する対応は、複数税率ではなく個別の還付などで明確に実施すること。

さらに、次期税率引き上げ時には外税方式に一本化し、便乗値上げ対策を徹底すること。

## 第五 地方税のあり方

構造改革の重要な柱である地方分権を推進し、地方自治体の歳出構造の徹底した見直しによる財政の効率化、および自主財源の確保により活力のある地域社会を実現すること。

### 1 固定資産税のあり方

地価の変動に対して、負担調整という名のもとに全国的にほとんどの地域で実質増税となっていることは、納税者として到底納得できるものではない。

これは現在の評価額の算定方式に問題があるためで、評価額の見直し期間を短縮するとともに、土地、家屋、償却資産にかかる税率の見直し及び免税点の引き上げをすべきである。また、居住用と事業用については課税運用上の差をつけるべきである。

なお、社会問題化している「空家」への対応について、平成27年に施行された空家対策特別措置法の強化や、固定資産税の時限措置等とともに、固定資産税を5年程度の期間で段階的に引き上げるなどの経過措置を講ずるべきである。

加えて、評価制度の向上と透明性の観点から、納税者に算出過程を通知すべきである。

さらに、都市計画が完了した都市は勿論、ほぼ完了した地域における都市計画税は廃止すべきである。

## 第六 今後の財政政策のあり方

### 1 経済社会の構造変化・活性化への対応

政府は常に持続的な景気回復を軌道に乗せるべく、一層の構造改革を推進すべきである。

近年、中小企業の70%近くが赤字経営という異常な事態が続いているが、政府は需給ギャップによる深刻なデフレ状態を強く認識し、中小企業投資促進税制のような環境負荷の少ない設備への更新を促す税制の確立など公平な取引関係を構築し、中小企業が安定的経営を図れるような、租税政策等で一層の支援を行うべきである。

### 2 設備投資促進のための優遇措置

設備投資には各種補助金制度はあるものの、申請に手間がかかることなどから活用は極一部の者に限られている。さらに固定資産税の減税措置が図られたが中小法人には手続きが煩雑である。設備投資を促進させるための補助金制度や減税措置であるなら、申請等を簡素化した優遇措置とすること。

### 3 行財政改革の推進

日本経済を再生し財政の健全化を実現するためには、安易に法人企業に負担を求める税制依存体質から脱却し、まず何よりも先になすべきは行財政改革の断行、すなわち行政経費の大幅な削減である。その中でも特に早急に着手すべきは、議員定数のさらなる削減、公務員と民間の賃金、退職金等の格差是正による人件費の削減、地方行政の効率化を図るための市町村の合併後の効果などによる、公的支出の大胆な縮減を実現すべきである。

### 4 社会保障を含めた国民負担のあり方

現在は、人口減少と少子・高齢化の同時進行、格差の拡大といった時代の趨勢に社会保障制度が対応しきれていない状況にあるが、国民生活の安心を確保する社会保障制度を築きあげるとともに、その財源についても幅広く国民が負担を分かち合う仕組み、つまり、受益も負担も特定の世代に過度に偏ることなく、幅広く国民が納得して支えていくことのできる制度とする必要がある。

また、国民が受益と負担をよく理解できるよう、特に年少時から租税教育の義務化や広報活動の充実を図るべきである。

### 5 国・地方のあり方等

小さな政府の実現という観点から、地方分権を推進すべきであると考えるが、そのためには地方分権を担うにふさわしい行財政基盤の強化を図ることと、国の出先機関の廃止を含め二重行政の整理と、ただ単に人と財源を移すということでの解決は避けること。

## 個別事項

### 法人税関係

#### 【軽減税率適用所得金額等】

軽減税率の対象所得金額は、昭和56年以来据え置かれており実情にそぐわないので、現行800万円を倍額程度に引き上げること。

また、時限立法であるが本則とし恒久化すること。

#### 【減価償却資産等】

中小企業の合理化対策はいまだ十分とは言えず、投資の促進、景気回復の面からも、従前の特定情報通信機器の即時償却制度といった、一定額以下の取得資産の即時償却制度を直ちに創設することと、その際は当該機械、設備等を収容する建物についても特別償却の対象とすること。

また、平成26年度の税制改正により「中小企業投資促進税制」の上乗せ措置が創設されたが、対象価額が高く実効性が低いことから最低価額を現行の半額程度に引き下げること。

なお、特別償却、特別税額控除は企業規模により適用が制限されているが、全ての企業で適用可能とすること。

さらに、減価償却制度は非常に複雑で、特に定率法は取得時期の区分により新旧計算方式が異なっている。事務負担の軽減、制度の簡素化及び投資の促進のために、定率法を簡素な償却法に戻すべきである。

#### 【資本的支出と修繕費】

資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、通達改正に関することになるが、修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。

- ① 修理や改良に要した金額が100万円以下の場合(現行60万円)
- ② 修理や改良に要した金額が、前期末取得価額の20%相当額以下である場合(現行10%)

#### 【役員給与】

中小企業においては、近年の経済情勢から1年を通しての安定した経営は望めなく、中でも役員給与が経営に大きく影響していくが、例えば、

事前確定届け出給与は、利益の減少や資金繰りの悪化等で届け出金額の支給が不可能となった場合全額損金不算入となり、定期同額給与も同様、期中の変更は条件が厳しく、経済の変動に敏感に影響を受ける中小企業の経営実態に沿った制度とはなっていない。

中小企業は、実質判定は容易だし、過大役員給与の損金不算入の法的措置もあることから、利益連動給与を同族会社にも認めるなど、好不況の影響を受けやすい中小企業の役員給与については、外形的基準を外すなど特に減額については要件を緩和し経営実態に沿った制度とすること。

#### 【賞与引当金、退職給与引当金】

企業は、就業規則等で賞与の支給、退職金の給付を定めている場合は、従業員に対し法定債務を負っており、企業会計上は引当金計上を要求しているが、税法はそれを損金算入することを認めていない。その結果、特に退職給付金の積立てが行われず、実体として簿外債務となっている。そのことから、期間損益と税負担の平準化の上からも引当金として損金算入を認めること。

#### 【帳簿・書類の保存】

現在帳簿・書類等は、7年間の整理保存が義務付けられているが、膨大な量となることから、請求書・納品書等の電子保存化、さらには、保存する帳簿類を絞り込むなど簡素化を図るとともに、保存期間を5年に短縮すること。

#### 【電子申告の推進等】

電子申告・納税制度は、手続きの煩雑さや費用がかかる点が普及を妨げている現状にあり、普及促進に向けて手続きの簡素化と計算の自動化を図ること。

また、①電子申告推進のためのインセンティブとしての効果が見込まれる程度の金額を税額控除する。②前記の税額控除は税理士による代理送信の場合にも適用する。③税額控除は1年限りでなく、恒久的適用とすること。

さらに、電子申告制度の一層の普及を図るために、e-TaxとeL

TAXのシステム統合を図り、電子納税についても国税のダイレクト納税方式を地方税にも取り入れ、納税環境の簡素化と利便性を高めること。

#### 【貸倒損失等】

貸倒損失の計上については、実質的に回収不能と判断されても条件が厳しく、また、中小企業においては相手の状況把握が困難なことから早期の損失計上が困難である。

貸倒引当金制度の改正により適用法人が限定等されたが、企業経営の健全性・透明性の観点から貸倒引当金及び貸倒損失を計上する基準については、企業会計原則に準じた損失計上ができるような制度とすべきである。

#### 【生産等設備投資促進税制の恒久化】

機械装置等の即時償却などは平成28年3月31日で廃止され、50%特別償却などは平成29年3月31日で廃止されるが、事業者の生産性向上を図りもって我が国経済の発展を図るという制度創設の趣旨からも、また設備投資をしながら内部留保を高め競争力をつけるためにも、これらの制度を恒久化すること。

また、B類型においては確認・申請手続きが非常に煩雑であることから、活用促進を図るために手続きを簡素化すること。

#### 【投資促進税制の一本化及び簡素化】

中小企業向けの投資促進税制は、「中小企業経営強化税制」、「中小商業サービス活性化税制」、「中小企業投資促進税制」の3本立てとなっている。それぞれの税制で対象となる設備の範囲等が複雑であり、また、証明書の取得や確認書等、申請手続きも煩雑である。

攻めの投資を支援するのであれば、制度促進のため、投資促進税制の一本化と手続きを簡素化すること。

さらに、事業者の生産性向上を図りもって我が国経済の発展を図るという制度創設の趣旨からも、また設備投資をしながら内部留保を高め競争力をつけるためにも、これらの制度を恒久化すること。

#### 【研究開発税制の範囲等の明確化】



研究開発税制は、製品の製造又は技術の改良、発明に係るといった範囲が広く不明確である。また、原材料・人件費、そして専門的知識を持って専ら従事とあるが、中小企業は業務を兼務するケースや、量産品の原料を使うなどもあり、判断が分かれる表現となっている。

制度の活用を促し国が成長力と国際競争力を高めるといった目的を達成するためには、意義や表現をより明確にし誰もが判断でき活用し易いものとする。

#### 【移転価格税制】

独立企業間価格を算定することは一般的には困難であり、利益分割法によることとなるが、この場合主観が入りがちである点から、税務当局の事前相談制を活用しつつも、主観の入らない算定基準を制定すること。

#### 【P E課税に対する法整備】

企業が国をまたがって事業を行う場合、二重課税が極力発生しないよう配慮が行われ、事業所得に対してはP Eがなければ課税されないというのが国際課税の原則となっている。しかし、中国においてはP Eの認定が増加し、課税を容認しないと送金できないというケースがあり、早急に法整備を行うこと。

また、支払った所得税は損金不算入であり企業活動を圧迫していることから、損金若しくは税額控除対象とするなど、税負担の軽減を図ること。

さらに、簡便な計算方法など企業の実務を考慮した制度とすること。

#### 【中小法人等の延納制度の創設】

中小企業にとって資金繰りは重要な経営課題であるが、年度首における税の一括納付が大きな負担となる。

中小企業の資金繰りに配慮し、滞納を回避する上からも、法人税法においても所得税法に設けられている延納制度を設けるべきである。

#### 【適用額明細書提出制度の廃止】

適用額明細書提出制度は、租税特別措置法の適用状況を明らかにし、その結果を検証して適宜・適切な見直しを推進するものとして設けられ

たものであるが、すでに6年を経過しており検証期間としては十分であり、また、事務負担軽減の観点からも提出制度を廃止すること。

#### 【グローバル企業に対する課税の強化】

グローバル企業による軽課税国などを利用した、節税対策 BEPS (Base Erosion Profit Shifting) を排除するため租税条約の改定等、施策を強化すべきである。

#### 【外国税額控除制度等の見直し】

外国所得税の額が控除限度額を超える場合も、控除限度額に満たない場合も差し引くことができる期間は3年となっており、二重課税が解消されないままとなる可能性があることから、期間を延長すべきである。

また、外国子会社からの配当についても、高税率の日本において税金の追加負担が生じており、設備投資、研究開発、雇用創出の妨げとなっていることから、100%の益金不算入とすること。

#### 所得税関係

#### 【譲渡所得課税】

土地・建物にかかる譲渡所得課税については、流動化促進の観点からも税率の一層の引き下げを行い、土地建物の譲渡損失について、他の所得との通算、繰越を認める制度に改めること。

また、土地・建物の取得費が不明の場合の概算取得費5%を10%に引き上げることとし、相続税の取得費加算については、申告期限から5年に拡大すること。

さらに、短期・長期の区分を撤廃し、税率についても現行の長期の税率より低減すること。それが困難な場合でも短期譲渡所得の税率は20%以下に引き下げること。

#### 【医療費控除額等の見直し】

高齢化が進む中、治療薬等も広範囲となっているが、医療費控除対象の判断が政令・規則及び通達に基づくなど煩雑である。また、平成28

年度税制改正では、「セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除」と言った複雑な制度が導入され、更に煩雑さを増していることから、もっと容易に判断できる制度に改めること。

また、健康診断等の疾病予防に係る費用や同一生計でない親族が支払った老親の介護費用も医療費控除の対象とすること。

さらに、医療の進歩とともに医療費も高額となっていることから、医療費控除の額も実態に即すべきであり、控除の最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

#### 【雑損控除の適用範囲の拡大】

##### 特殊詐欺に係る被害額の雑損控除

詐欺、強迫による損害については、従来から雑損控除の対象とされていないが、近年高齢者を中心に被害が拡大している特殊詐欺については、その犯罪の実態は窃盗と同視できるものであり、また、担税力の喪失という面からも、警察による被害証明等の要件を付して雑損控除の対象にすべきである。

#### 【現金・預金による保証債務の雑損控除】

現金・預金で保障債務を履行した場合は何の救済措置もないため、救済措置として雑損控除の対象とすること。

#### 【所得税の基礎控除額の拡大】

納税者の最低限の生活を保障するもの、基礎的な生活費には課税しないとの原則に立てば、現行の38万円は平均的な国民の生活水準を反映しているものとは言えず、倍額程度まで引き上げるべきである。

#### 【復興特別所得税の廃止】

復興特別法人税は廃止されたが、復興特別所得税は議論さえされていない。復興特別法人税の廃止は、賃金を上げ消費を増やすという考えからと思われるが、企業の7割が赤字法人でありもともと賃上げの望みは薄い。

消費税増税や円安での実質賃金の目減りを考えた場合、不確かな賃上げを期待しているより、復興特別所得税を廃止することが実質賃金の目

減り分を緩和することになる。また、上乘せの重税感の払拭及び煩雑な事務量の削減にもなる。このことから、復興特別所得税及び住民税への上乘せを廃止すること。

#### 【所得拡大促進税制の適用要件緩和】

所得拡大促進税制は企業・従業員双方にメリットがあり有効な制度と考えるが、平均給与等支給額を算出する継続雇用者の対象条件が複雑で分かりにくく計算が煩雑であり、平成29年度改正で拡充（ベースアップ2%以上に対する優遇措置）されたが、導入を促すためには条件や計算方法を簡便にすべきである。

#### 【財産債務調査の提出制度の見直し】

所得税・相続税申告の適正性を確保するための制度であるが、当該調査には保有財産のその年12月31日現在における「時価」等を記載する必要があること。また、提出期限が翌年の3月15日までであることなどから大きな負担を強いている。

よって、財産の評価は取得価額によること。また、提出期限も延長することなど、制度の見直しと簡素化を図ること。

#### 【寡婦控除・寡夫控除の適用範囲の拡大】

一人親家庭で姻歴のない者は控除での救済はないが、社会生活を営んでいく環境は変わらず、救済から排除する合理性は全くない。したがって、婚姻歴のない一人親であっても寡婦(夫)控除の適用を認めるべきである。

#### 【配偶者控除等と社会保障との関係】

配偶者控除及び配偶者特別控除が見直され、平成30年分から同控除の対象と配偶者の合計所得金額の上限が85万円に（給与所得のみの場合、給与収入150万円）引き上げられた。

「働き方改革」の一つとして就業調整を軽減する仕組みとした一方、社会保険関係では、何等見直しがなく且つ「短時間労働者の4要件」によりその対象者が拡大している。

国税における配偶者控除等の適用要件と社会保障関係（厚生年金保

険・国民健康保険)それぞれの所得制限が異なっており、就業調整が引き続き行われることになる。

働く側、雇用する側、双方とも働き方改革を推進するには、150万円に統一することが望ましい。

## 相続税関係

### 【贈与税の基礎控除額の引き上げ】

贈与税の基礎控除額は、現在低い水準に設定されているが、一方で政策目的の下に、贈与税について教育・結婚・子育て資金の一括贈与制度が導入された。しかし、一括贈与制度の実効性は一定範囲の資産家層に限定され、格差の拡大に繋がっている。

資産の円滑な移転を促進させるために、現行の基礎控除額を大幅に引き上げ、併せて一括贈与制度は廃止すべきである。

### 【贈与税の配偶者控除の拡充】

贈与税における居住用不動産の配偶者控除額は、昭和63年以来据え置かれており、3,000万円に引き上げること。

### 【取引相場のない株式の評価】

取引相場のない株式の評価に当たっては、退職金要支給額を債務に含めるほか、類似業種比準価額方式の斟酌率を、中会社についても50%に引き下げること。

### 【相続税の生命保険金等の非課税限度額の引き上げ】

相続税の生命保険金及び退職金の非課税限度額(500万円)を1,000万円に引き上げること。

### 【保証債務の履行に係る更正の請求】

相続人が被相続人の保証債務を引き継ぎ、3年以内に履行してその求償権の行使が不可能な場合は、更正の請求により債務控除を認めること。

## 【山林の評価額】

現状の山林の相続税評価額は、実勢価格に比べて高くなっており、林業経営者の足枷になっている。このため、固定資産税評価額を含め、山林に対する評価額を大幅に見直す必要がある。

## 間接税関係

### 【消費税の届出書の提出期限】

消費税の各種届出書の届出内容は、現行の提出期限までに判断を適切に行うことは困難な場合が多いことから、当該課税期間に係る確定申告書の提出期限まで延長すること。

### 【消費税の納付手続きの簡略化】

消費税の納付について、予定申告方式をとっても毎回e-Taxで中間申告書の送信手続きをし、メッセージボックスを開き納付手続きをしなくてはならないが、納付金額に変更はないことから、年間分の予約ができ毎回複数回の手続きを繰り返さなくても良いように、申告・納付手続きを簡略化すること。

### 【法人税等の納付期限の延長】

法人税で確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている場合には、納付期限も同様とすること。

### 【印紙税】

印紙税については、電子商取引の一般化により、経済取引のペーパーレス化が進展するなか、紙を媒体とする文書のみ課税する印紙税は公平性と合理性に欠けるものであり直ちに廃止すること。

なお、平成26年4月の消費税率引き上げ時に一定の減税措置はあったが、少なくとも次の消費税率の引き上げ時には必ず廃止すること。

### 【登録免許税の非課税】

中小企業が、資金を借り入れた際に行う抵当権設定登記に課される登

録免許税は非課税とすること。

また、婚姻期間が20年以上の配偶者からの贈与により取得した、居住用不動産に係る登録免許税は相続並みの課税とすること。

#### 【石油関係諸税の整備】

例えばガソリンを見ると、石油税・ガソリン税・消費税とTax on Taxとなっており、その上高率である。こうした消費者・供給者双方に過重な負担を強いている石油諸税は、エネルギーコストを通じて国民生活や産業活動を大きく圧迫していることから、Tax on Taxを解消すること。酒、タバコにおいても同様である。

#### 【自動車関連諸税の軽減】

自動車を取得・維持する際に、国税として消費税、自動車重量税、揮発油税、地方税として、自動車取得税、自動車税（または軽自動車税）、軽油取引税と多くの税金が課せられている。

このことが自動車の取得、買い替えなどの消費活動に大きな影響を与えていることから関連税制を整理し、税負担を軽減すること

#### 地方税関係

#### 【個人住民税納付手続きの簡素化】

特別徴収義務者の事務簡素化を図るため、納付先が複数の市区町村に渡る場合は、当該事業所を所轄する市区町村に明細書を添付することにより、一括納付できるようにすること。

なお、所得控除額は所得税の控除額と同額に改めること。

#### 【不動産取得税の課税標準】

不動産取得税の課税標準となる固定資産評価基準は、一般納税者に積算根拠が示されず透明性に欠けていることから、評価基準を示し実情にあった価格を納税者に申告させることに改めること。

また、婚姻期間が20年以上の配偶者からの贈与により、居住用不動産を取得した場合は、相続による取得と同様に非課税とすべきである。

#### 【固定資産税の減額】

償却資産に対する固定資産税の評価額の減価率は、旧定率法の減価率を適用した場合には、1円まで償却する均等償却は行われず。従って、償却が終わっても固定資産税は支払い続けることになり、企業にとって大きな負担となる。また、二重管理が必要となり事務量としても負担が大きいことから、固定資産税の評価額を法人税法上の簿価に合わせるとともに、課税の基準日が1月1日で法人税と違うことから事務量の増加となっている。課税の基準日を法人税に合わせることに。

また、少額資産の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大すること。

さらに、永続的に事業を行っている企業の事業用敷地が、外的要因で上昇し税負担が経営を圧迫している。事業用敷地は固定資産税の軽減措置を取ることに。

#### 【住宅・不動産関連諸税の見直し】

住宅は国民生活の基盤となる社会資産で、単なる消費財とは異なり住宅投資は内需の柱で経済的な波及効果も大きい。しかし、住宅等の建築物には、消費税・不動産取得税・登録免許税・印紙税・固定資産税が重畳的に課され重い税負担となっている。そこで、①不動産取得税の廃止、②登録免許税の手数料化（または廃止）、③不動産譲渡契約書及び建築請負契約書に係る印紙税の廃止など、多重課税を排除し流通課税を抜本的に見直すこと。

#### 【事業所税等独自課税の廃止】

平成12年度から施行された地方分権一括法により、各地の自治体では法定外目的税創設の動きが広がった。

事業所税の課税標準は、床面積（資産割）と給与総額（従業者割）であり、固定資産税並びに外形標準課税との二重課税の性格が強く、中小企業の経済的負担が増加し、経営に悪影響を及ぼしている。

また、市町村民税の超過課税も標準税率を超過して市町村独自で課税できるものであり、いずれも公平性に欠ける。従って、事業所税とあわせ超過課税制度を即刻廃止すべきである。

#### 【地方創生応援税制】

企業版ふるさと納税制度は、除かれる地方公共団体は決められているのだから、少なくともそれ以外の自治体であれば本店所在地でも寄付金の対象とすべきである。

なお、個人のふるさと納税については、制度の本来の趣旨に沿った運用に改めるべきである。

#### 【法人企業の国税と地方税の申告書等の一本化】

国税と地方税申告書は、当然連動して作成されるものであり、納税者の利便性の向上及び官公庁の事務の効率化を図る面から、申告書様式及び提出窓口の一本化と、納税についても消費税と同様の方式とすること。

#### 【外形標準課税制度】

外形標準課税対象法人の資本金の額又は出資金の額を3億円超に引き上げること。

また、計算明細書も多くあり、記載事項も非常に多いことから申告事務作業が煩雑すぎる。

納税者の事務負担が軽減できる簡素な仕組みにすること。